

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策、建築基準制度のあり方」
 についての意見

一般社団法人 住宅生産団体連合会
 建築規制合理化委員会委員長 有吉 善則

社会資本整備審議会 第 45 回建築分科会、第 20 回建築環境部会及び第 17 回建築基準制度部会
 合同会議の資料 4「今後の住宅・建築物における省エネ対策のあり方（第三次答申）、建築基準
 制度のあり方（第四次答申）に向けた主な審議事項と議論の方向性」のうち、論点 5 から論点
 7 までについて、以下の通り意見を提出いたします。

■論点⑤小規模木造建築物等の構造安全性を確保するための措置 （資料 4 P45）

○省エネ性を確保するために木造建築物等の高さが高くなる状況をふまえ、安全性の確保を
 前提に、木造建築物等の負担軽減のためには、どのような措置が考えられるか。

【意見】

・第 1 回配布資料 4 の P46 にあるように、近年の建築物は快適性や省エネ性を確保する観点
 から高さ方向の寸法が拡大しつつあり、H30 年基準法改正では、一定の耐火性能を求めら
 れる建築物の規模を高さ 13m/軒高 9m 超から高さ 16m 超に見直した。

建築基準法は、小規模な建築物について高さ 13m/軒高 9m を基準とし、構造安全性の確認
 においても、高さ 13m/軒高 9m 超である建築物は、許容応力度等計算（ルート 2）以上と
 して、より高度な構造計算を求めている。

防耐火性能と同様に、安全性の確保を前提として構造安全性の確認も、高さ 16m までの建
 築物に許容応力度計算（ルート 1）を認めて頂きたい。既存建物についても有効に活用で
 きる基準となることを要望します。

○小規模木造建築物等について、必要な構造安全性を担保するためには、どのような措置
 が考えられるか。

【意見】

・小規模木造建築物の壁量計算は、建物の階高や用途にかかわらず、建物の重量（軽い建物、
 重い建物）の別により一律の値（係数）を用いてきた。近年は、省エネ性能や快適性の向
 上により、階高や建物重量の増加が見られるため、階高や建物用途等を考慮した合理的な
 追加整理が必要になるのではないか。

また、小規模な木造建築物等であっても、一部の木造にあっては、仕様規定を満たさない
 ことから限界耐力計算が求められ、構造計算適合性判定が必要になる場合がある。限界耐
 力計算を用いる場合であっても、小規模な構造モデルであれば一定程度の技術を持つ建築
 主事等は審査可能なのではないか。構造計算適合性判定は小規模住宅においては手続き上
 の負担が大きいため審査の合理化を図るべきである。

■論点⑥中大規模建築物の木造化や、混構造などの部分的な木造化の促進（資料4 P56）

○防火規定については、平成30年の建築基準法の改正により新たな燃えしろ設計手法が導入されたところであるが、安全性の確保を前提としつつ、中大規模建築物における木材利用や建築物における部分的な木材利用を更に促進するためには、どのような措置が考えられるか。

【意見】

・木材を用いた柱・梁を現しで使用する場合において、仕上げ材の防火性能を定める内装制限について見直しが必要なのではないか。

構造材料以外の、仕上げ材料や下地材料についても、さらに木材利用を促進する必要があるのではないか。

高さ方向に異種の構造を組み合わせる立面混構造、平面計画に異種の構造を組み合わせる平面混構造のいずれも、魅力的な構法ではあるが未開の部分が多い。構造設計に係る基準やモデル化の整備等が必要である。

■論点⑦既存ストックの長寿命化に向けた省エネ改修の円滑化等のための措置（資料4 P68）

○安全性の確保を前提としつつ、既存建築物の改修及び用途変更を円滑化するためには、どのような措置が考えられるか。

【意見】

・省エネ改修を既存不適格建築物に行おうとする場合、建築基準法において、一部緩和規定があるものの建物全体について現行基準への適合が求められ、違反建築物である場合は該当部分の是正が条件になっている。改修を行おうとする部分以外への現行基準への遡及適用が必須とされることがクライアントには納得し難く、省エネ改修の阻害要因になっている可能性がある。改修を行う範囲以外については、既存不適格の継続を認める等の柔軟な対応が必要なのではないか。

・住宅についてより高い省エネルギー性能が求められる中、ZEH基準の水準の省エネ性能をさらに上回る水準を実現するためには、構造躯体の壁厚の中に納めた充填断熱では足りず、外張断熱も付加した外皮の性能向上を行う住宅が増加すると考えられる。型式適合認定における構造耐力以外の一連の規定について、仕様を限定せずに一定の適用範囲内で個別邸の建築確認審査で基準適合が審査されるような型式を導入していただきたい。これにより、個別に準耐火・耐火構造の大臣認定が必要になる外張断熱工法の外壁の導入等、高い外皮性能の採用がタイムリーにできるようになる。また、型式適合認定で新築された既存建築物の活用も円滑化できるようになると考えられる。

以上